

一般廃棄物収集運搬業			許可項目(事業の範囲)			その他	
都道府県及び政令都市	積替保管	許可の年月日及び有効年月日	許可番号	類、可燃ごみ(紙くず、落葉)、草木くず、飯、厨芥ぎ	ス、不燃ごみ(金属類、陶磁器類)、ガラ	ん)資源ごみ(新聞、びん、雑誌、ダンボール)	積替保管施設の所在地及び面積許可の条件
	有 無						
山陽小野田市	●	令和05年08月29日 令和07年08月28日	指令第44号	●			積替保管なし 許可の条件なし

※一般廃棄物収集運搬業は、許可期限が近づきましたら、手続きを行っています。